

会費や寄付は、所得税の控除対象になります。

NACS-J は、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けているため、NACS-J へのご寄付や会費は、税制上の優遇措置を受けることができます。

■個人への優遇措置

1) 所得税

1～12月に個人からいただいた総額 2,000 円を超えるご寄付や会費は、(1)所得控除、(2)税額控除のいずれかの方式で、所得税の寄附金控除を受けることができます。

控除方式はご自身で選ぶことができ、所得が少ない方や小口のご寄付の場合、一般的には(2)税額控除の方が減税額が大きくなります。

(1) 所得控除

所得額から一定の金額を差し引く制度です。

$\{\text{所得額} - \text{寄附金控除額 (年間寄付額※1} - 2,000 \text{円)}\} \times \text{税率}$ ※1 : 年間所得額の 40%まで

(2) 税額控除

税額から直接一定の金額を差し引く制度です。

NACS-J は、内閣総理大臣より税額控除対象法人の証明を受けています。

$\text{所得税額} - \{\text{寄附金控除額 (年間寄付額※1} - 2,000 \text{円)} \times 40\%$ ※2 ※2 : 年間所得税額の 25%まで

【寄附金控除の手続き】

寄付金・会費領収書を添付の上、確定申告してください。

領収書には、寄附金控除が受けられる団体である旨が記されています。

年間寄付額の合計には、他の特定公益増進法人へのご寄付も合算できます。

勤務先などで実施される年末調整では、寄附金控除は適用されません。

くわしくは、最寄りの税務署や税理士などにお問い合わせください。

【領収書のお届け】

寄付金領収書は、ご入金を確認次第郵送いたします。会費領収書は入金確認後 2 か月程度で会員証とともにお届けします。

1,000 円未満のご寄付で領収書が必要な場合は、お手数ですが総務室 (tel:03-3553-4101) までご連絡ください。

領収書は再発行できません。確定申告時まで大切に保管してください。

2) 住民税

一部の各都道府県または市区町村では、条例で指定された団体へのご寄付は、税額控除方式で住民税の寄附金控除を受けることができます。

$\text{控除額} = (\text{年間寄付額※3} - 2,000 \text{円}) \times \text{税率 (都道府県税 4\%、市区町村税 6\%)}$ ※3 : 所得額の 30%まで

当会は東京都の指定を受けているので東京都にお住まいの方は都税について控除を受けることができます。その他の道府県や市町村については、お住まいの都道府県税事務所や各自自治体の徴税窓口にお問い合わせください。